

【受講生の皆さんへ】

TAC Wセミナー司法試験講座専任講師 中村充

憲法の本試験で即戦力となる知識を、条文単位で網羅しましょう！

本書の目的・効用

【目的】

本書は、『4A基礎講座』のInput講義である『4A条解講義 憲法』（全4回）で使用する条解テキストです。同講義を受講する際には、必ず持ってきてください。また、『4A基礎講座』のOutput講義である『4A論文解法パターン講義 憲法』（全6回）でも、主に六法代わりに使用するので、同講義を受講する際にも、持ってきてください。

【効用】

本書を使って『4A条解講義 憲法』を受講することで、大量の知識の無法則なInputではなく、全ての知識を本試験で使う憲法の条文そのものと関連づけて、即戦力として“使える”知識を網羅することができます。これにより、論文本試験現場で参照できる『条文の力』を最大限に引き出すことができるようになるだけでなく、論文・短答式試験対策を、本書及び条文を軸として一元化することで、大幅な効率化が可能となります。

なお、『4A論文解法パターン講義 憲法』を受講して、問題を解くときの知識の使い方のイメージを持っている状態ならば、上記効用がさらにアップします！

知識集中完成講義の予習・復習方法

【予習】 不要です！復習に集中してください。

【復習】

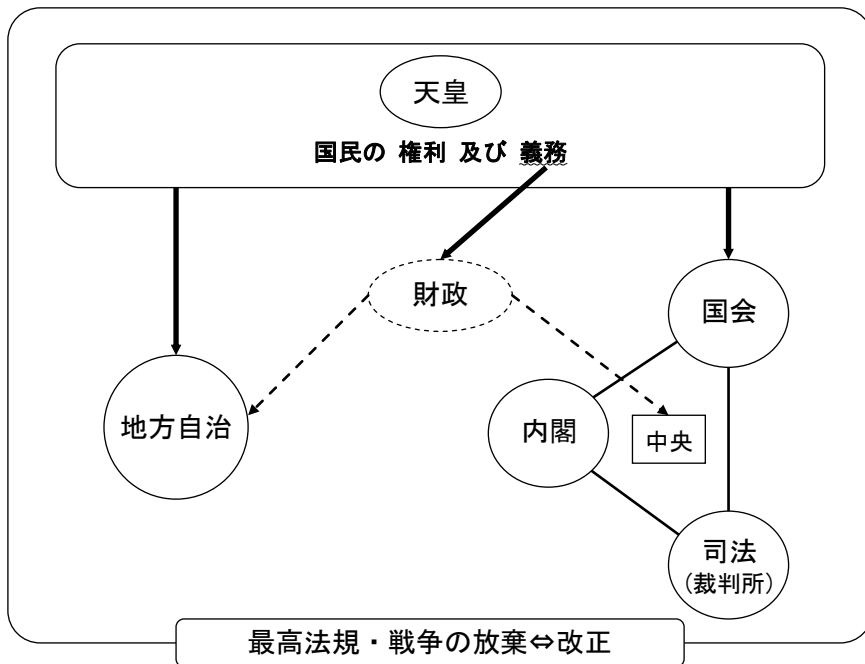
- ① まず、講義で進んだ範囲の短答式試験の過去問（皆さんが受ける本試験の過去問が第一ですが、もし、これを“完璧”に解けるようになってからもまだ余裕があるならば、他の本試験過去問に手を広げてみてください。）を、できる限り、たくさん・スピーディーに・くり返し解いてください。
 - ② 本書のうち、上記①で解けなかった問題・肢を解くのに必要な知識が書いてある部分に、その問題・肢の識別番号（ex. 司法試験平成25年度公法系第1問ア→“司H25公一1ア”）を書き込んでください。この作業は、下記③の作業をすることを念頭に置いて、後から楽に消せる筆記用具であることをオススメします。
 - ③ 短答式試験の過去問をくり返し解く中で、解けるようになった問題・肢を解くのに必要な知識については、上記の識別番号を消しましょう。これにより、現在の自分が足りない知識を認識できます。
- ※ なお、本書には、短答式試験の過去問で問われている知識“そのもの”が載っていないこともあります、それは現場思考で解くべき問題か、あるいは受験生の多くが解けないため解けなくても合格できる問題です。

Let's 4A!

【目 次】

日本国憲法の概観	1
上諭	2
日本国憲法	3
前文	3
第1章 天皇	4
第1条～第8条	
第2章 戦争の放棄	7
第9条	
第3章 国民の権利および義務	8
第10条～第40条	
三権分立（第41条・第65条・第76条1項）	
第4章 国会	70
第41条～第64条	
第5章 内閣	81
第65条～第75条	
第6章 司法	86
第76条～第82条	
第7章 財政	97
第83条～第91条	
第8章 地方自治	100
第92条～第95条	
第9章 改正	102
第96条	
第10章 最高法規	102
第97条～第99条	
第11章 補則	104
第100条～第103条	

日本国憲法の概観



- まず、主権者たる国民（前文1段、1条）が一番上に位置づけられる。「天皇」（1章）は日本国（民）統合の象徴である（1条）。
そして、「国民」は、その「の権利」・自由（3章）を守るため、国会に「全国民を代表する選挙された議員」（43条1項）を送り込むとともに、「地方自治」（8章）にも参加して、国民自身の利益となる政治をする。
さらに、「国民」は、勤労（27条2項）、納税（30条）等の「義務」（3章）を果たし、国の「財政」（7章）等に貢献する。
- 他方、統治機構は、国民の権利・自由を守るという目的のための手段にすぎない。そこで、国家権力を、まず中央と「地方」（8章）に分け、さらに中央を、「国会」（4章）・内閣（5章）・司法（6章：裁判所）に分ける。この“権力分立”により、国家権力を弱めて、国民の権利を侵害しないようにするのである。
国会・内閣・司法（裁判所）のうち、国民に最も近いのは、国民がその代表者たる選挙された議員を送り込む国会で、その次に近いのは、その国会議員がメンバーとなる内閣といえる。
これに対し、司法（裁判所）は、国民に選挙された代表者で構成されていない。あえて国民、そして多数決原理が働く国会・内閣と距離を置き、少数者に対しても、その権利・自由を守るため、公平中立な裁判ができるようにしているのである。
- 最後に、憲法を「最高法規」（10章）と宣言し、「戦争の放棄」（2章）をすることで、このような国の形を守りつつ、一方で、厳格な要件を満たせば憲法「改正」（9章）も可能としている。

上諭

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至ったことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御 名 御 璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼	吉 田 茂
外 務 大 臣	
国 務 大 臣 男爵	幣 原 喜 重 郎
司 法 大 臣	木 村 篤 太 郎
内 務 大 臣	大 村 清 一
文 部 大 臣	田 中 耕 太 郎
農 林 大 臣	和 田 博 雄
国 務 大 臣	斎 藤 隆 夫
通 信 大 臣	一 松 定 吉
商 工 大 臣	星 島 二 郎
厚 生 大 臣	河 合 良 成
国 務 大 臣	植 原 悦 二 郎
運 輸 大 臣	平 塚 常 次 郎
大 蔵 大 臣	石 橋 湛 山
国 務 大 臣	金 森 徳 次 郎
国 務 大 臣	膳 桂 之 助

日本国憲法は、実際上の便宜のため、大日本「帝国憲法の改正」という形式をとって定められたが、その実質は、「新日本建設の礎」という文言からも伺えるように、天皇主権から国民主権（前文1段、1条）への“8月革命”（@1945年8月14日のポツダム宣言受諾）を伴った、全く新しい国の形を定めるものだった。

【日本国憲法】

1 「憲法」(Constitution) = 国家の基本法

= ①領土、②国民、③統治権(主権) → ②③について定めている。

2 「憲法」の概念

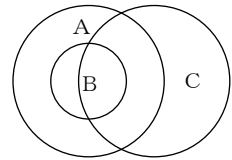
(1) A 実質的意味の憲法(固有の意味の憲法) = 上記1

B 立憲的意味の憲法 = 立憲主義に基づく憲法

= 自由主義実現のため、憲法に立脚して国政を行う主義

= 国家権力を制約することで、国民の権利・自由を擁護する主義

C 形式的意味の憲法 = 「憲法」典



(2) ア 硬性憲法: 改正手続が法律より慎重・厳格な憲法

イ 軟性憲法: 改正手続が法律と同じ憲法

前文 □ □ □

(1段) 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

(2段) 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

(3段) われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

(4段) 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

法的性格 解釈

1 法規範性 = 本文各条と同じ「憲法」?

⇒肯定 ∵「日本国憲法」というタイトルの後にある、憲法の基本コンセプトを詳細に述べている

→本文各条の解釈指針となる

→本文各条と一体→改正には96条

2 裁判規範性=法的構成として前文が使えるか?

⇒独立しては使えない (cf. 百里基地訴訟: 最判平成. 6. 20) ∵抽象的、本文各条で足りる

第1章 天皇

第1条 □ □ □

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

1 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて」

⇒天皇の象徴としての地位 ※天皇には、国家機関・私人としての地位もある（→4条）

→大日本帝国憲法における天皇主権の否定

→民事裁判権が及ばない（最判平元, 11. 20）+刑事責任も否定（通説）

→国際慣行上は元首

2 「主権の存する日本国民」⇔「主権が国民に存することを宣言し」（前文1段）

(1) 「主権」

=①国家権力（統治権）そのもの ex. 「国権」（9条、41条）、「主権ハ本州…ニ局限」（ポツダム宣言8項）

②国家権力の最高独立性（国家主権） ex. 「自国の主権を維持し、他国と対等関係…」（前文3段）

③国政の最高決定権 ex. 国民「主権」（前文1段、1条）

(2) 「国民」

=①国家の構成員（国籍保有者）ex. 「日本国民」たる要件（10条）

②主権者 ex. 主権が「国民」に存する（前文1段、1条）

③国家機関 ex. 国家統治に参与

(3) 本質 **解釈**

→正当性の契機（ナシオン主権）：国家が権力を行使する「権威は国民に由来」（前文1段）

→国家権力の行使が「全国民」の名の下で行われるべき

∴間接民主制（前文1段、43条）が基本

+権力性の契機（プーブル主権）：国政の最終決定権を国民（有権者）が行使する

∴直接民主制的制度（79条2項、95条、96条等）も採用

※権力性の契機は、直接民主制に“なじむ”にとどまる ∴有権者多数だと困難（43条：第1の1）

第2条 □ □ □

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

※「皇位は、世襲」＝平等原則（14条1項）の例外

第3条 □ □ □

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

1 趣旨 天皇の国事行為に内閣のコントロールを及ぼした。

2 要件 「天皇の国事に関するすべての行為」＝4条2項、6条、7条

→象徴としての地位に基づく行為（4条:3(1)イ）も含む ∴内閣のコントロールを及ぼすべき趣旨

解釈

3 効果

(1) 「内閣の助言と承認を必要とし」＝1つの行為 ∵内閣のコントロールは2つに分けなくても及ぼせる

(2) 「内閣が、その責任を負ふ」

⇒内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ（66条3項）。

→天皇は責任を負わない ∵内閣の助言・承認を修正・拒否等できない

→内閣の自己責任≠代位責任

第4条 □ □ □

天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第1項

1 趣旨 天皇の象徴性（1条）を担保した。

2 要件 「天皇」@①国家機関としての地位

3 効果

(1)ア 「この憲法の定める国事に関する行為」→①国家機関としての地位に基づく（4条2項、6条、7条）

イ 「のみを行い」※三種類説

②象徴としての地位（1条：1）に基づく公的行為（ex）“おことば”、国内巡幸、外国と交流

③私人としての地位に基づく私的行為（ex）起居、学問研究

(2) 「国政に関する権能を有しない。」 ∵「象徴」（1条）

第2項

1 趣旨 天皇が国事行為をすることができない事態に対処する。

2 要件 「天皇は、法律の定めるところにより」

→国事行為の臨時代りに関する法律2条1項

→天皇に「精神若しくは身体の疾患又は事故があるとき」

3 効果 「その国事に関する行為を委任することができる。」

→6条、7条 =個別的でも包括的でも。

第5条 □ □ □

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条 □ □ □

天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

- 1 **趣旨** 行政権・司法権の代表者に、国会・内閣を通じた民主的コントロールの下に、日本国（民）の象徴たる天皇（1条）が権威付けをする。
- 2 本条の「天皇…任命」に助言と承認（3条）不要 ∵ 国会・内閣の指名で確定済
- 3 第2項で「内閣の指名に基」づく趣旨 ⇨ 79条1項の趣旨

第7条 □ □ □

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

国事行為の実質的決定権の所在

- 1号の「憲法改正…を公布」：国民（96条）
「法律…を公布」：国会（59条1項）
「条約…を公布」：内閣（73条3号本文）＋国会（同条号但書）

以外は、内閣（総理大臣）に実質的決定権がある。

⇒内閣の助言と承認の結果、国事行為が形式的・儀礼的なものとなる（通説） **解釈**

※10号は本来的に形式的・儀礼的。

第8条 □ □ □

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

- 1 **趣旨** 財政民主主義（83条）の見地から、皇室に再び大きな財産が集中したり、皇室が特定の個人・団体と特別の関係を結び不当な支配力を持つことになるのを防ぐ ⇨ 88条
- 2 **要件**
 - (1) 「皇室に財産を譲り渡し」⇔「皇室が、財産を譲り受け」
 - (2) 「皇室が～賜与」⇔皇室が皇室外に財産を有償で移転→対価という「財産を譲り受け」
- 3 **効果** 「国会の議決に基かなければならない。」 **解釈** →基づかなければ無効 ∵ 事前に“防ぐ”趣旨

第2章 戦争の放棄

第9条 □ □ □

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第1項 ※政府見解による解釈

「国際紛争を解決する手段としては」

→「国権の発動たる戦争と」＝侵略戦争に限られる。

→「武力による威嚇又は武力の行使は」

※自衛隊員等の生命、身体を防衛するための必要最小限の武器の使用は、これに当たらない。

⇒「永久にこれを放棄する」

第2項 ※政府見解による解釈

1 前段：「前項の目的を達するため」

＝1項全体の目的（「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を含む）

⇒一切の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」

＝自衛のため必要な最小限度を超えるもの。

※外国の軍隊はわが国に駐留するとしても「戦力」には当たらない〔砂川事件：最大判昭34.12.26〕

2 後段：「国の交戦権」＝国際法上交戦国として認められる権利⇒「これを認めない。」

第3章 国民の権利および義務

1 人権享有主体性 解釈

→まず、“生の自由”がどの人権（条文）として法的構成できるか選択

→その人権（条文）の主体に当たる文言（ex. 「国民」「何人」）があれば、その文言を解釈する

→その人権（条文）の主体に当たる文言がなければ（ex. 21条1項）、「国民」（3章）を解釈する

(1) 外国人→10条

⇒性質上日本国民のみが対象と解されるものを除き、保障が及ぶ〔**マクリーン事件**：最大判昭53.10.4〕。

ア 出入国の自由

(ア) 入国の自由：外国移住の自由（22条2項）と構成⇒22条：第2の2(2)イ

在留の自由：居住の自由（22条1項）と構成⇒22条1項：第2の2(2)ア

⇒× ∵外国人の入国・在留の自由の規定なし⇒国際慣習法〔**マクリーン事件**〕

(イ) 出国の自由：外国移住の自由（22条2項）と構成⇒○ ∵国益害するおそれなし

(ウ) 再入国の自由⇐(ア)入国の自由⇒×〔**森川キャサリーン事件**：最判平4.11.16〕

⇐一時的外渡航の自由（外国移住の自由と構成⇒22条：第2の2(2)イ）⇒○とも。

※特別永住者には“法律上”保障されている

イ 政治活動の自由：表現の自由（21条1項）と構成⇒精神的自由権⇒前国家的性質あり

⇔国民主権（前文1段、1条）

⇒わが国の政治的意思決定・その実施に影響を及ぼす活動を除き、○〔**マクリーン事件**〕

ウ 選挙権

(ア) 国会議員の選挙権（15条1項）⇒× ∵国民主権

(イ) 地方議会議員の選挙権（93条2項）の「住民」＝日本国民⇒外国人には保障が及ばない

∵国民主権（とこれに基づく15条1項）の趣旨、地方公共団体＝わが国の統治機構の不可欠の要素

⇔永住者等特段に緊密な関係者には、法律で付与可 ∵住民自治（92条）、法律の範囲内（94条）

〔**最判平7.2.28**〕

エ 公務就任権

⇒職業選択の自由（22条1項）と構成し得る

⇒公権力行使等公務員については原則× ∵国民主権、15条1項

※〔**東京都管理職選考受験資格確認等請求事件**：最大判平17.1.26〕では、特別永住者も含め、「日本国民である職員に限って管理職に昇任できる」制度・措置は14条1項に反しないとしたのみで、外国人の公務就任権については明らかにしていない。

オ 社会権⇒× ∵国家による自由⇒後国家的権利⇒“外国”が保障すべき

※〔**塩見訴訟**：最判平元.3.2〕は、「社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り…政治的判断」としている。

カ 指紋押捺拒否の自由

⇒「個人の私生活上の自由」（13条後段）と構成される、「何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由」の保障が及ぶ@ [最判平7. 12. 15]

⇔外国人登録法上の在留外国人の指紋押なつ制度は、在留外国人の公正な管理に資する目的達成のため、戸籍ない外国人を特定できる最も確実な制度

→目的に十分な合理性があり必要性も肯定+方法も相当

⇒13条後段に反しない+合理的差別なので14条にも反しない

※「指紋は指先の紋様でありそれ自体では思想、良心等個人の内心に関する情報ではない」し、同制度の上記目的からしても19条に反しない。

(2) 法人

⇒第3章の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用 ∴活動実体+社会の重要な構成要素

判例 八幡製鉄政治献金事件① [最判昭45. 6. 24] cf. ②後記2(2)イ(ア)

＜**事実**＞ 八幡製鉄株式会社（構成員たる株主の加入・脱退は原則自由：会社法127条）株主が、同社を代表して自民党に350万円を政治献金した代表取締役に対し、同社への損害賠償を請求する株主代表訴訟（現：会社法847条3項）を提起した。

＜**判旨**＞ 「会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。のみならず、憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によつてそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあつたとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。」

(3) 天皇・皇族

ア 天皇：（被）選挙権（15条1項）、政治活動の自由（21条1項）× ∴政治的中立性←象徴天皇制（1条）
職業選択の自由（22条1項）、外国移住・国籍離脱の自由（22条2項）× ∴世襲制（2条）

イ 皇族：（被）選挙権（15条1項）× ∴国民主権（前文1段、1条）に直結

(4) 未成年者→人権享有主体性はあるが、パターンリズムに基づく規制（→13条：第1の2）に服する

2 憲法の私人間適用

- (1) 争いなく直接適用される規定：15条4項、18条、24条1項、27条3項、28条

⇒これら以外は、社会的権力による人権侵害からの救済の必要と私的自治の原則との調和のため、私法（民法34条、90条、709条等）解釈の中で間接的に適用する（間接適用説：私人間パターン）**解釈**

- (2) **判例**

ア 構成員vs法人（団体）

- (ア) **南九州税理士会政治献金事件** [最判平8. 3. 19]

＜**事案**＞ 南九州税理士会の税理士が、税理士法を税理士に有利に改正するための政治工作資金として政治団体に寄付する特別会費5000円の徴収決議に反対して納入を拒否し、同納入義務不存在確認などを求めた。

＜**判旨**＞ 「税理士会は、強制加入団体であって、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない…以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている」ことや、「特に、政党など〔政治資金〕規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動を行うことが当然に予定された政治団体であり（規正法3条等）、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる」等の理由から、

「公的な性格を有する税理士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり…税理士会がそのような活動を行うことは、法の全く予定していないところである。税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとえ税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、〔旧税理士〕法49条2項所定の税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。」とし、

「右寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効であると解すべきである」としている。

＜**補足**＞ 決議を法人の「目的の範囲」（民法34条）外として無効とした。

- (イ) **群馬司法書士会事件** [最判平14. 4. 25]

＜**事案**＞ 群馬県司法書士会が、阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に3000万円の復興支援拠出金を寄付するため、会員から登記申請事件1件当たり50円の復興支援特別負担金の徴収による収入をもって充てる旨の総会決議をしたところ、会員が、(1)同寄付は司法書士会の目的の範囲（民法34条）外の行為であること、(2)強制加入団体である同会は本件拠出金を調達するため会員に負担を強制することはできないこと等を理由に、本件決議は無効として、上記負担金の支払義務の不存在の確認を求めた。

＜**判旨**＞ 本件拠出金は、司法書士会や司法書士に対する経済的支援を通して、「司法書士の業務の円滑な遂行による公的機能の回復に資することを目的とする趣旨」のものだった。

「司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものであるが（司法書士法14条2項）、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等を行うこともその活動範囲に含まれる」。

3000万円はやや多額すぎるという見方があり得るとしても、阪神・淡路大震災が大災害であり、早急な支援を行う必要があったこと等を考慮すると、本件拠出金の額の大きさをもって、「直ちに本件拠出金の寄付が…目的の範囲を逸脱するものとまでいうことはできない」。

そうすると、群馬県司法書士会は、本件拠出金の調達方法についても、それが公序良俗に反する（民法90条）など「会員の協力義務を否定すべき特段の事情がある場合を除き、多数決原理に基づき自ら決定することができる」。

本件では、群馬県司法書士会が「いわゆる強制加入団体であること」（司法書士法19条）を考慮しても、本件負担金の徴収は、「会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由」を害するものではなく、「会員に社会通念上過大な負担を課するものではないのであるから、本件負担金の徴収について、公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められない。」

したがって、本件決議の効力は会員に及ぶ。

＜補足＞ 日弁連スパイ防止法反対決議無効確認訴訟（東京高判4. 12. 21、最判10. 3. 13）でも、総会決議の内容に着目し、「専ら法理論上の見地から理由を明示して、法案を国会に提出することに反対する旨を表明したものであ」り、「特定の政治上の主義、主張のためになされたとか、それが団体としての中立性などを損なうものであると認め」られず、弁護士会の「目的の範囲」（民法34条）を逸脱しないとされた。

(ウ) 三井美唄炭鉱労組事件③ [最大判昭43. 12. 4] cf. ①28条:3(2)ア、②15条:2(2)

＜事案＞ 労働組合の幹部が、美唄市議会議員選挙の際、組合の統一候補に選ばれなかった組合員Vを威迫した（公職選挙法225条3号違反）として起訴された。

＜判旨＞ 「組合の団結を維持するための統制権の行使に基づく制約であつても、その必要性と立候補の自由の重要性とを比較衡量して、その可否を決すべきであり、その際、政治活動に対する組合の統制権のもつ前叙のごとき性格と立候補の自由の重要性とを十分考慮する必要がある。

原判決の確定するところによると、本件労働組合員たるVが組合の統一候補の選にもれたことから、独自に立候補する旨の意思を表示したため、被告人ら組合幹部は、Vに対し、組合の方針に従つて右選挙の立候補を断念するように再三説得したが、Vは容易にこれに応ぜず、あえて独自の立場で立候補することを明らかにしたので、ついに説得することを諦め、組合の決定に基づいて本件措置に出たというのである。このような場合には、統一候補以外の組合員で立候補しようとする者に対し、組合が所期の目的を達成するために、立候補を思いとどまるよう、勧告または説得をすることは、組合としても、当然なし得るところである。しかし、当該組合員に対し、勧告または、説得の域を超え、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に当該組合員を統制違反者として処分するがときは、組合の統制権の限界を超えるものとして、違法といわなければならない。」

(エ) 国労広島地本事件 [最判昭50. 11. 28]

＜事案＞ 労働組合が、広島地本を脱退した元組合員に対し、未納の組合費を請求した。

＜判旨＞ 「具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である。」とした上で、政治的活動を直接の目的とする資金の拠出については、「本来、各人が国民の一人としての立場において自己の個人的かつ自主的な思想、見解、判断等に基づいて決定すべきことであるから、それについて組合の多数決をもつて組合員を拘束し、その協力を強制することを認めるべきではない」とし、政治意識掲揚資金（特定政党への寄付）に限り、前記(ア)の判旨と同様、元組合員の納付義務を否定した。

＜補足＞ その他の組合費（安保反対闘争に参加して処分を受けた組合員を救援する資金50円等を含む）は、元組合員の納付義務を肯定した。

イ 外部国民vs法人

(ア) ~~八幡製鉄政治献金事件~~② [最判昭45. 6. 24] cf. ①前記1(2)

＜判旨＞ 前記1(2)の＜判旨＞に続けて、「政党への寄附は、事の性質上、国民個々の選挙権その他の参政権の行使そのものに直接影響を及ぼすものではないばかりでなく、政党の資金の一部が選挙人の買収にあてられることがあるにしても、それはたまたま生ずる病理的現象に過ぎず、しかも、かかる非違行為を抑制するための制度は厳として存在するのであつて、いずれにしても政治資金の寄附が、選挙権の自由なる行使を直接に侵害するものとはなしがたい。」とした。

《Point》 国民個々の選挙権その他の参政権（15条等）が「公序」（民法90条）として間接適用され、政党への政治献金が無効となるかどうか争われた。

(イ) 三菱樹脂事件 [最大判昭48. 12. 12]

＜事案＞ 三菱樹脂株式会社は3か月の試用期間を設けて採用された者が、入社試験の際に学生運動等の活動を秘匿し虚偽の申告をしたことを理由に試用期間満了直前に本採用を拒否され、労働契約関係存在確認等を求めて提訴した。

＜判旨＞ 「憲法上の基本権保障規定をそのまま私人相互間の関係についても適用ないしは類推適用すべきものとするのは、決して当をえた解釈ということではない」

「私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、これに対する立法措置によつてその是正を図ることが可能であるし、また、場合によつては、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切な調整を図る方途も存するのである。

…ところで、憲法は、思想、信条の自由や法の下の平等を保障すると同時に、他方、22条、29条等において、財産権の行使、営業その他広く経済活動の自由をも基本的人権として保障している。それゆえ、企業者は、かような経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇傭するにあたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができるのであつて、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもつて雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないのである。」

《Point》 思想・良心の自由（19条）や法の下の平等（14条1項）が、「公序」（民法90条）として間接適用され、本採用拒否が無効となるかどうか争われた。

(ウ) 昭和女子大事件 [最判昭49. 7. 19]

＜事案＞ 昭和女子大の学生が、同大の自治（23条）に基づく生活要録に反し、許可を得ないで政治活動や学外の政治団体に加入したことが、「学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したものの」（同大学学則36条4号）として退学処分とされたのに対し、生活要録の無効を主張して学生たる地位の確認訴訟を提起した。

＜判旨＞ 「大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによつて在学する学生を規律する包括的権能を有するものと解すべきである。特に私立学校においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針とによつて社会的存在意義が認められ、学生もそのような伝統ないし校風と教育方針のもとで教育を受けることを希望して当該大学に入学する」

他方、「大学の学生は、その年齢等からみて、一個の社会人として行動しうる面を有する者であり、政治的活動の自由はこのような社会人としての学生についても重要視されるべき法益である」

そこで、「退学処分を選択が社会通念上合理性を認めることができないようなものでないかぎり、同処分は、懲戒権者の裁量権の範囲内にあるものとして、その効力を否定することはできない」

《Point》 表現の自由（21条1項）等が、「公序」（民法90条）として間接適用され、生活要録が無効となるかどうか争われた。

（エ） **女子若年定年制事件** [最判昭56.3.24]

＜事案＞ 女性が、勤めていた会社（男女とも55歳定年）を吸収合併した株式会社に、男55歳、女50歳を定年とする就業規則に基づき退職を命ずる旨の予告をされたのに対し、雇用関係の存続確認等の訴えを提起した。

＜判旨＞ 「企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由は認められない…就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効であると解するのが相当である（憲法14条1項、民法1条ノ2〔現：2条〕参照）」

《Point》 平等原則（14条1項）が、「公序」（民法90条）として間接適用され、就業規則が無効となるかどうか争われた。

第10条 □ □ □

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

- 1 趣旨 国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、国民代表機関たる国会（43条1項、42条）の立法（41条）裁量にゆだねる。
- 2 「日本国民たる要件」＝日本国籍の取得
→出生による取得（国籍法2条）
→認知された子の取得（国籍法3条）※国籍法違憲判決（→14条）を受けて改正
→帰化による取得（国籍法4～10条）
- 3 「法律でこれを定める」＝国籍法
- 4 外国人＝日本国籍を有しない者
※定住外国人→日本国民と同様の生活実態、“外国”から保障を受けることが困難な可能性

第11条 □ □ □

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 □ □ □

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

- 1 「基本的人権」（11条）＝「この憲法が国民に保障する自由及び権利」（12条前段）
 - (1) 幸福追求権（13条後段）
 - (2) 自由権（国家からの自由）
 - ア 精神的自由権（19～21条、23条）
 - イ 経済的自由権（22条、29条）
 - ウ 人身の自由（18条、31条、33～39条）
 - (3) 国務請求権（16条、17条、32条、37条、40条）
 - (4) 参政権（国家への自由：15条、79条2～4項、96条）
 - (5) 社会権（国家による自由：25～28条）
※14条、24条は、平等“権”ではなく平等“原則”と捉える立場。
- 2 「保持しなければならない」（12条前段）「責任」（同条後段）＝ 一般的義務 →法的効果×
※抵抗権（99条:2(3)）の根拠とはなりうる。

第13条 □ □ □

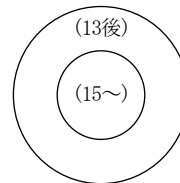
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

前段（個人の尊重）

- 1 趣旨 憲法における究極目的である個人（尊重）主義を宣言した。
- 2 未成年者 = 「尊重される」べき「個人」として未成年 **解釈**
→自己加害防止のためのパターンリズムに基づく規制（未成年者の人権の＜対立利益＞）
- 3 個人として尊「重」≤ 個人の尊「厳」（24条2項）

後段（幸福追求権～公共の福祉）

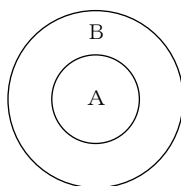
- 1 性質
 - (1)ア 包括性：13条後段は、15条以下の全ての人権を含む。
 - イ 補充性：15条以下で保障されなくても、13条後段で保障しうる。
⇒13条後段の検討は後回し。
- (2) 自己実現の価値はあるが、自己統治の価値は乏しい。



2 要件

(1) 「生命、自由及び幸福追求に対する」 **解釈**

- A：人格的生存に不可欠な利益に限定（人格的利益説） ∴人権のインフレ化防止
→B：全ての自由（一般的行為自由説） ∴個人の尊重（前段）、補充性（上記1(1)イ）



- ※Aに当たれば、Aを含むBにも当然当たるので、争いなし →解釈なしでもOK
※Aに当たらないときに、Bにより13条後段で保障しなければ、憲法上の問題にすることは難しい（補充性：上記1(1)イ）。
→例外的に、両説おさえる必要あり。

判例

ア 包括的人格権

(ア) とらわれの聴衆事件 [最判昭63. 12. 20]

＜事案＞ 市営地下鉄の列車内での商業宣伝放送につき、通勤客が差止・損害賠償を請求した。

＜結論＞ 一般乗客にそれ程の嫌悪感を与えるものではないなどの事情の下では違法性がない。

《Point》 閉所で見たくないものを見ない・聞きたくないものを聞かない自由の法的構成。

→心の静穏を乱されない利益は、広義のプライバシー（伊藤補足意見）・人格権に含まれる。

→消極的情報受領権＝情報受領しない権利（cf. 21条1項後段：2(2)ウ）とも構成できる。

(イ) 公立図書館蔵書廃棄事件 [最判平17. 7. 4]

＜事案＞ 公立図書館職員が個人的好みで図書を廃棄したことにつき、著作者等が人格的利益等を侵害され精神的苦痛を受けたとして、国賠法1条1項に基づき慰謝料請求した。

＜判旨＞ 「公立図書館が、上記のとおり、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということとは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということができる。したがって、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない。そして、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であり、公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となる」

イ 名誉権 : 北方ジャーナル事件 [最大判昭61.6.11] →21条1項後段:3(2)ア

ウ プライバシー権

(ア) 私人vs公権力

① 前科照会事件 [最判昭56.4.14]

＜事案＞ 京都市区役所が、弁護士会照会（弁護士法23条の2）に応じて前科を回答したのはプライバシー侵害だとして、損害賠償と謝罪文交付請求をした。

＜判旨＞ 「前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接かかわる事項であり前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上保護に値する利益を有する…市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる」

＜補足＞ 当時、最高裁は、プライバシー権を「私生活をみだりに公開されない権利」等と捉えていたが、「前科等」は「私生活」と評価しにくいので、「名誉、信用に直接かかわる…前科等…をみだりに公開されない…利益」と構成した。

② 指紋押捺拒否事件 [最判平7.12.15] →第3章冒頭:1(1)カ

③ 住基ネット訴訟 [最判平20.3.6]

＜事案＞ 住民が、プライバシー権等の人格権に基づく妨害排除請求として、住民基本台帳からの住民票コードの削除を求めた。

＜判旨＞ 「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」が、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は…個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない」し、「住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずには正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない」から、「行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということではできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない」

(イ) 私人vs私人

① 「宴のあと」事件 [東京地判昭39.9.28]

＜事案＞ 私人が、小説「宴のあと」のモデルとされてプライバシーを侵害されたとして、著者らに損害賠償等を請求した。

＜判旨＞ 「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」として理解される…プライバシーの侵害に対し法的な救済が与えられるためには、公開された内容が(イ)私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、(ロ)一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによつて心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、(ハ)一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によつて当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことを必要とする」

《Point》 私人の「私生活をみだりに公開されない」プライバシー権vs私人の表現の自由（21条1項）において、前者に法的救済が与えられるための3要件を示した。

② ノンフィクション「逆転」事件 [最判平6.2.8]

＜事案＞ 米国占領下の沖縄での米兵に対する傷害（致死）事件で懲役3年の実刑判決の言渡しを受けた者が、出獄後、就職・結婚して前科を知られずに平穏に暮らしていたところ、同事件の陪審員がその体験を実名を用いてノンフィクション『逆転』で執筆・出版したことがプライバシー侵害だとして慰謝料を請求した。

＜判旨＞ 前記(ア)①の判旨を引用した上で、「ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、(a)その者のその後の生活状況のみならず、(b)事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、(c)その当事者の重要性、(d)その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によつて被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」とした。

《Point》 私人の「名誉、信用に直接かかわる…前科等…をみだりに公開されない…利益」vs私人の表現の自由（21条1項）において、両者を比較衡量する際の考慮要素を示した。

③ 「石に泳ぐ魚」事件 [最判平14.9.24]

＜事案＞ 芥川賞作家の小説デビュー作『石に泳ぐ魚』に登場する女性と同様の身体的特徴・経歴等を持つ者（被被告人）が、同作家と出版社に対し、プライバシー権、名誉権、名誉感情を侵害したとして、慰謝料、謝罪広告の掲載、本件小説の単行本の出版等による公表の差止等を求めて提訴した。

＜判旨＞ 「公共の利益に係わらない被被告人のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にない被被告人の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等により被被告人に重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるというべきである。したがって、人格権としての名誉権等に基づく被被告人の各請求を認容した判断に違法はなく、この判断が憲法21条1項に違反するものでない」

《Point》 私人の名誉権、プライバシー権vs私人の表現の自由（21条1項）において、両者を比較衡量する際の考慮要素を示した。

④ 講演会参加者名簿提出事件 [最判平15. 9. 12]

＜事案＞ 私立大学が主催した講演会の参加者が、同大学に対し、参加申込名簿を無断で警察に提出したことをプライバシー侵害として、損害賠償を請求した。

＜判旨＞ 「大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めた」学籍番号、氏名、住所及び電話番号、本件講演会に参加を申し込んだ学生であるといった個人情報、「大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。…しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」と考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、…プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」とし、「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある」とした。

《Point》 私人間で、自己情報コントロール権としてのプライバシー権を認めたと読める。

⑤ 長良川リンチ殺人事件報道訴訟 [最判平15. 3. 14]

＜事案＞ 殺人等の刑事事件の被告人（当時18歳）が、公開法廷等で得た情報を雑誌に掲載した出版社に対し、損害賠償を請求した。

＜判旨＞ 「本件記事は、少年法61条の規定に違反するものではない」

＜補足＞ (a)少年法61条「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」(b)差戻審 [名古屋高判平16. 5. 12] は、「本件のような凶悪かつ残忍で重大な犯罪事実及びこれに関連する事実は、客観的にみて社会への影響力が大であり、一般市民において関心を抱くことがもつともな事柄であると考えられることから、まさに公共の利害に関する事実というべき」等として、名誉毀損の違法性を阻却した（cf. 刑法230条の2）。

エ 肖像権

(ア) 京都府学連事件 [最大判昭44. 12. 24]

＜事案＞ 京都府学連の主宰するデモ行進が、京都市公安条例に基づく許可条件に違反していると判断して写真撮影した警察官に対し、デモ行進の参加者が暴行して負傷させ、公務執行妨害罪・傷害罪で起訴された。

＜判旨＞ 「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態…を撮影されない自由を有する…これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない」

《Point》 「個人の私生活上の自由」の一つとしての肖像権を、憲法上の人権として正面からは認めなかった。なお、判旨の続きは刑法法でおさえる。

(イ) 毒カレー事件イラスト掲載訴訟 [最判平17. 11. 10]

＜事案＞ カレーに毒物混入等として殺人罪等で起訴された被告人が、雑誌に手錠・腰縄により身体を拘束されている状態を描いたイラストを掲載した出版社に対し、損害賠償請求した。

＜判旨＞ 「人は、自己の容ぼう等を描写したイラスト画についても、これをみだりに公表されない人格的利益を有する」とした上で、上記イラストを公表する行為は、社会生活上受任すべき限度を超えて被告人の名誉感情等の人格的利益を侵害するものであり、不法行為法上違法と評価すべきであるとした。

《Point》 私人間で、写真より侵害の程度が小さいといえるイラスト画について、みだりに公表されない人格的利益を認めた。

オ 自己決定権

(ア) 信仰による輸血拒否事件 [最判平12. 2. 29]

＜事案＞ 信仰により輸血を拒否した信者が、手術時に輸血した医師・病院・これを設置運営する国に対し、不法行為（民法709条）・使用者責任（民法715条）等に基づき損害賠償請求した。

＜判旨＞ 「医師らが…医療水準に従った相当な手術をしようすることは、人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する者として当然…しかし、患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない。」

(イ) 未決拘禁者喫煙事件 [最大判昭45. 9. 16]

＜判旨＞ 「喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。」

(ウ) どぶろく事件 [最判平元. 12. 14]

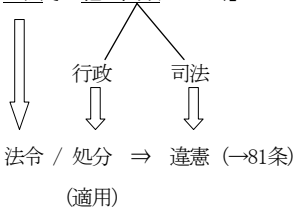
《Point》 酒類製造の自由が幸福追求権として保障されないことを前提としたと解される。

カ 環境権：自由権的側面は13条後段、社会権的側面は25条で保障されるとする見解があるが、判例 [大阪空港公害訴訟：最大判昭56. 12. 16、厚木基地公害訴訟：最判平5. 2. 25] は、環境権の主張を認めていない。

(2) 「国民の権利」→人権享有主体性（第3章冒頭：1(1)カ）

3 効果

(1) 「立法その他の国政の上で、」



※「立法」には条例も含まれる **解釈**

∵ 条例＝住民代表機関たる地方議会（93条2項）が制定→法律に準ずる民主性

(2) 「公共の福祉に反しない限り～最大の尊重を必要とする。」

↓ 反対解釈

「公共の福祉」に基づく最小限の制約に服する。

＝不明→審査基準

第14条 □ □ □

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

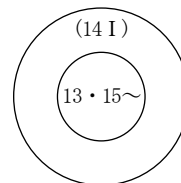
2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第1項

1 性質 補充性 (cf. 13条第2の1(2))

→15条～・13条後段で憲法上保障されない権利・利益の制約でも、
平等原則違反にはなり得る。



2 要件 「すべて国民」 **解釈**

→外国人も含まれる ∵日本国民の「人種」の差異はほとんどないのに「人種…差別」も対象。
→法人は、「人種」「性別」を観念できない。

3 効果

(1) 「法の下に平等」

ア 「法の下に」 **解釈** =法適用だけでなく法内容も ∵不平等な内容の法を平等に適用しても不平等

イ 「平等」 **解釈** =合理的「差別」を許す相対的平等
∵事実上の差異ある「個人として尊重」(13条前段)

(2) 後段列举事由：歴史的に問題となってきた差別事由

ア 「人種」 =身体的特徴≠民族・国籍 ※民族・国籍の差別を「人種」に準じて **解釈** も可。

イ 「信条」 =宗教上の「信仰、世界観・人生観・主義等」≠「思想及び良心」(19条)

ウ 「性別」 =男女

エ 「社会的身分」 **解釈**

=人が「社会」において占める継続的地位(最判昭39.5.27)で、自分の力では脱却できず、それについて事実上ある種の評価が伴っているもの(中間説)

∵後段列举事由の趣旨=歴史的に不合理である疑いが強いもの(→「社会的身分」を狭く捉える方向)

∵「門地」との区別(→「社会的身分」を広く捉える方向)

オ 「門地」=家柄→「貴族の制度」(14条2項)

※アフーマティブ・アクション(積極的差別是正措置)

=歴史的に後段列举事由により差別を受けていた者を優先→判断基準を緩める方向

(3) 「政治的、経済的又は社会的関係において」→差別の対象となる権利・利益関係を考慮

(4) 「差別されない」=不合理に区別されない←(1)イ

4 判例

(1) 尊属殺重罰規定違憲判決 [最大判昭48. 4. 4]

＜事案＞ 実父に虐待されていた被告人が、実父を絞殺して自首したところ、尊属殺重罰規定（刑法200条：削除）で起訴された。

＜判旨＞ 「親族は、…長幼の別や責任の分担に伴う一定の秩序が存し、通常、卑属は父母、祖父母等の直系尊属により養育されて成人するのみならず、尊属は、社会的にも卑属の所為につき法律上、道義上の責任を負うのであって、尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義というべく、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するものといわなければならない」が、「刑法200条は、尊属殺の法定刑を死刑または無期懲役刑のみに限っている点において、その立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え、普通殺に関する刑法199条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法14条1項に違反して無効であるとしなければならない」とし、法令違憲の判断を示した。

＜補足＞ 違憲判決後、検察庁・法務省は、既に裁判所に係属中の尊属殺人事件については罪名・罰条を普通殺人に変更する措置、それ以前の事案についても普通殺人として捜査・公訴提起する措置を講じ、過去に尊属殺重罰規定を適用した事件についても個別恩赦の措置をとって救済を図った。

他方、尊属傷害致死罪（旧刑法205条2項）については、「法定刑は、前記の立法目的達成のため必要な限度を逸脱しているとは考えられない」として合憲とした。

(2) 女子再婚禁止期間事件 [最判平7. 12. 5]

＜事案＞ 「女は、前婚の解消又は取消しの日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない」等とする民法733条を改廃しない国会・内閣の立法不作為に国家賠償を請求した。

＜判旨＞ 在宅投票制度廃止事件（最判昭60. 11. 21→81条3※立法不作為（cf））を引用した上で、「民法733条の元来の立法趣旨が、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解される以上…国家賠償法1条1項の適用上、『違法』の評価を受けるものではない」とした。

＜補足＞ “妻の婚姻成立日から200日経過後又は婚姻解消・取消日から300日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定され（民法772条2項）、さらにその婚姻相手たる夫の子と推定される（同条1項）から、父性推定の重複回避には100日の再婚禁止期間で足りる”とか、“DNA鑑定で父子関係が証明できる”といった批判がある。

(3) 国籍法違憲判決 [最大判平20. 6. 4]

＜旧国籍法3条1項＞ 「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの（日本国民であった者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡のときに日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。」

＜判旨＞ 「出生数に占める非嫡出子の割合が増加するなど、家族生活や親子関係の実態も変化し多様化」

「同じく日本国民を血統上の親として出生し、法律上の親子関係を生じた子であるにもかかわらず、日本国民である父から出生後に認知された子のうち準正により嫡出子たる身分を取得しないものに限っては、生来的に日本国籍を取得しないのみならず、同法3条1項所定の届出により日本国籍を取得することもできないことになる。…上記のような非嫡出子についてのみ、父母の婚姻という、子にはどうすることもできない父母の身分行為が行われな
限り、生来的にも届出によっても日本国籍の取得を認めないとしている点は、今日においては、立法府に与えられた裁量権を考慮しても、我が国との密接な結び付きを有する者に限り日本国籍を付与するという立法目的との合理的関連性の認められる範囲を著しく超える手段を採用しているものというほかなく、その結果、不合理な差別を生じさせているものといわざるを得ない。」